

副 本

平成30年(ワ)第24351号 損害賠償請求事件

原 告 Ambika Budha Singh

被 告 東京都外1名

準 備 書 面 (7)

令和2年10月23日

東京地方裁判所民事第4部合議B係 御中

| | | |
|------------|------|---|
| 被告東京都指定代理人 | 加藤眞理 |  |
| 同 | 井上安曇 |  |
| 同 | 寺本孝規 |  |
| 同 | 前田香里 |  |
| 同 | 松本涉 |  |
| 同 | 高橋一光 |  |

被告東京都は、本準備書面において、2020年8月5日付け原告第6準備書面（以下「原告第6準備書面」という。）における原告の主張に対して、必要と認める範囲で反論する。

なお、略語等は、本準備書面で新たに用いるもののほかは、被告東京都の従前の例による。

第1 国賠法6条は憲法及び自由権規約に違反するものではないこと

1 原告の主張

原告は、国賠法6条について、「市民的及び政治的権利に関する国際規約」（以下「自由権規約」という。）2条1、同3(a)、同7条、同26条、憲法14条1項、同17条及び同98条2項に違反し無効であるなどと主張する（原告第6準備書面第1・1ないし4ページ）。

2 被告東京都の反論

（1）国賠法6条は憲法17条に違反しないこと

憲法17条は、「法律の定めるところにより」損害賠償を請求できる旨を規定しており、同条に基づいて直ちに具体的な損害賠償請求権が生ずるものではないことからすれば、同条は、外国人による国家賠償請求について、必ずしも我が国の国民による国家賠償請求と同一の保障をしなければならないことを要請するものではなく、外国人による国家賠償請求について、我が国の国民による国家賠償請求とは異なる事情が認められる場合に、法律により特別の定めを設けて制約を加えることも、その内容が不合理なものでない限り、同条の規定に違反しないものと解される。

しかるところ、国賠法6条が外国人による国家賠償請求を相互の保証のある場合に限定している趣旨は、我が国の国民に対して国家賠償による救済を認めない国の国民に対し、我が国が積極的に救済を与える必要がないという衡平の観念に基づき、外国人による国家賠償請求について相互の保証を必要とすることにより、外国における我が国の国民の救済を拡充する

ことにあり、国賠法6条の規定は、外国人による国家賠償請求に関する特有の事情が認められる場合に、一定の制約を加えるものであり、その内容にも合理性があるというべきである。

したがって、国賠法が外国人による国家賠償請求について相互主義を採用したことは不合理ではないから、同規定は憲法17条に違反しないというべきである。

(2) 国賠法6条は憲法14条1項に違反しないこと

憲法14条1項は、合理的理由のない差別を禁止する趣旨の規定であつて、法律の規定において、各人に存する経済的、社会的その他種々の事実関係上の差異を理由としてその法的取扱いに区別を設けることは、その立法趣旨が合理的根拠を欠くとか、立法趣旨に照らして合理的な内容とはいえない区別であつて、不合理な差別であると認められる場合でない限り、同項の規定に違反しないというべきである。

しかるところ、上記(1)のとおり、国賠法6条の規定の趣旨及び内容には合理性が認められ、不合理な差別ではないから、同規定は憲法14条1項に違反しないというべきである。

(3) 国賠法6条は憲法98条2項に違反しないこと

憲法98条2項は、我が国が締結した条約及び確立された国際法規が国内法上の効力を有することを規定したものであり、国賠法6条が外国人による国家賠償請求について一定の制限を加えることは、自由権規約が国内法上の効力を有することと何ら抵触しないことは明らかである（換言すれば、自由権規約違反は、国内法違反であり、直ちに違憲の問題は生じないというべきである。）。

したがって、国賠法6条の規定は憲法98条2項に違反しないというべきである。

(4) 国賠法6条は自由権規約2条1及び26条に違反しないこと

我が国は、憲法の秩序の下において自由権規約を批准し、自由権規約が

国内法としての効力を有することを受容したものであるから、法の下の平等ないし差別を禁止した自由権規約2条1及び同26条の規定（丙22号証）が保障する権利の性質、内容及び範囲自体は、憲法14条1項の規定が保障するものと異なるものではなく、その範囲を超えるものでもないと解される。

しかるところ、前記(2)で述べたとおり、国賠法6条の規定は憲法14条1項に違反しないのであるから、自由権規約2条1及び26条にも違反しないというべきである。

(5) 国賠法6条は自由権規約7条に違反しないこと等

自由権規約7条は「何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰を受けない。」と規定しているところ（丙22号証）、外国人である原告による国家賠償請求について相互の保証の存在を条件とすること自体が、自由権規約7条に違反するということはできない。

なお、原告は留置課員による亡アルジュンに対する一連の対応が、自由権規約7条及び「拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約」1条において禁止される「拷問又は残虐な非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い」に該当するとも主張しているが（原告第6準備書面第1の2・2ページ）、被告都準備書面(1)第3の3（26ないし32ページ）、被告都準備書面(2)第1の2(3)及び(4)（7ないし12ページ）、被告東京都の令和元年11月5日付け準備書面(3)第2の5（8及び9ページ）で詳述したとおり、もとより留置課員の一連の対応に何ら違法な行為は存在せず、「拷問又は残虐な非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い」に該当する余地はない。

(6) 国賠法6条は自由権規約2条3(a)に違反しないこと

自由権規約2条3(a)は、「この規約において認められる権利又は自由を侵害された者が、公的資格で行動する者によりその侵害が行われた場合に

も、効果的な救済措置を受けることを確保すること。」（傍点は引用者による。丙22号証）と規定しているところ、前記(4)及び(5)で述べたとおり、国賠法6条の規定は自由権規約2条1、同7条及び同26条に違反しないから、自由権規約において認められる権利又は自由を侵害されたとはいえず、よって同規定は自由権規約2条3(a)に違反しないというべきである。

3 小括

以上のとおり、国賠法6条は、憲法及び自由権規約のいずれにも違反しないことは明らかであるから、原告の主張は失当である。

第2 「ヤータナに対する賠償法2053」（以下「ヤータナ賠償法」という。）

によっても原告の請求に国賠法6条の相互保証は認められないこと

1 原告の主張

原告は、ヤータナ賠償法について、「ヤータナ」は故意を前提とする「拷問」という意味ではなく、より広く過失行為を含み得る概念であり、「ヤータナ」には、拘禁中の者に対して過失により損害を与えた行為も含まれるため、原告の請求はネパールとの相互保証が認められるなどと主張する（原告第6準備書面第3・5ないし7ページ）。

2 被告東京都の反論

(1) 原告は、「ヤータナ」に過失行為が含まれることを前提として、相互保証が認められると主張するのみで、そもそも、相互保証の要件（被告都準備書面(2)第3の1(3)・15ページ）を充足していることについて何ら立証していないのであるから、原告の主張をもって、国賠法6条における相互保証の要件が充足されているとは認められない。

(2) また、仮に、「ヤータナ」に過失行為が含まれるとの原告の独自の見解を前提としても、以下に述べるとおり、本訴請求につき相互保証が認められるとの原告の主張は失当である。

ア ヤータナ賠償法6条(1)及び8条(お)は、「提訴に係る地方裁判所は、ヤータナの結果、被害者が死亡した場合、被害者の収入に依存する家族の数と、その生活に必要な最低限の費用を考慮して、10万ルピーを上限とする賠償を認める決定を出すことができる」旨(傍点は引用者による。)を定めているとのことであり(甲14号証の2)、ヤータナ賠償法に規定された補償については、当該死亡者の損害賠償請求権をその家族らが相続したとしているのではなく、当該死亡者の収入によって生活する者の生活扶助を一定額に限って認めたものであると解される。

イ しかるところ、原告が本訴において請求する損害は、亡アルジュンの逸失利益及び慰謝料、妻(原告)固有の慰謝料、弁護士費用であり(訴状第5・16ないし20ページ)、これらの損害賠償はヤータナ賠償法によって補償が認められていない性質のものである。

ウ 加えて、ネパールにおいては、社会的背景として、内戦、内紛の歴史と為政者側の警察が主に殴打による苛酷な虐待を利用して自白を強要したり、恣意的に逮捕し、拷問し、その他の虐待に晒した上、強制的に自白書に署名させたりするなどの行為が行われており、ヤータナ賠償法は、このような行為による被害者等が簡便な訴えを起こして裁判で事件の解決を追求するための制度を定めたものと考えられる(丙23号証4ページ)。そうすると、亡アルジュンに対する戒具の使用と解除における注意義務違反という本件における原告の被告東京都に対する請求原因との関係において、上記の拷問等による救済措置として制定されたヤータナ賠償法は適用外であるというべきである(付言すれば、このようなヤータナ賠償法の制定に至る背景事情及び同法11条(被告東京都の令和2年6月5日付け準備書面(4)第1の2(3)・3ページ)を考慮しても、「ヤータナ」が過失行為も含む概念とはうかがわれないのである。)。

(3) 以上のことから、ヤータナ賠償法をもって、本訴請求について国賠法6条

に規定する相互保証は認められないから、原告の請求は理由がない。

第3 留置課員による亡アルジュンに対する一連の対応に違法はないこと

1 原告の主張

原告は、①留置課員による制圧行為及び戒具を使用し、その後継続した行為並びに②留置課員及び検取事務官による手錠の使用を解除した行為について、留置課員に過失及び故意が認められるなどと主張する（原告第6準備書面第4・7及び8ページ）。

2 被告東京都の反論

留置課員による亡アルジュンに対する一連の対応に違法がないことは、被告東京都の準備書面で述べたとおりであるが、原告は、以下に述べるとおり、留置課員が亡アルジュンに対する報復的意図や積極的な加害意思を持っていたと主張するため、証拠上動かし難い事実を歪曲し、あるいは殊更誇張している点を指摘しておく。

(1) まず、上記①の行為について、原告は、令和2年1月16日付け原告第4準備書面第2の5（9ページ）において、丙5号証動画2の「06：49：41」の時点において留置課員が亡アルジュンに対して「馬鹿にしてんだろう！」と発言した旨を主張し、原告第6準備書面においても、同旨の主張をしているが、留置課員が「馬鹿にしてんだろう！」と発言した事実はない（留置課員は、「ちゃんと入ってろ。」（丙5号証動画2（6：49：41～42））と発言したのである。）。

また、原告は、留置課員らが約2時間30分にわたって3種類の戒具を同時に使用し続けたと主張するが、留置課員らが亡アルジュンに全ての戒具の装着を完了したのは午前6時56分であり（丙5号証動画5（表示時刻6：58：24、正規時刻6：56：54））、留置課員が亡アルジュンからベルト手錠を外して標準手錠に替えた上で、捕縄を外したのは午前9時2分であるから（丙5号証動画5（表示時刻9：03：58、正規時

刻 9：02：28)) 、全ての戒具を同時に装着していた時間は、長くとも 2 時間 6 分である。

(2) 次に、上記②の行為について、原告は、検察官室において、亡アルジュンが、標準手錠だけでなく、戒具により足首と膝が緊縛されている状態であったとも主張するが、検察官室において亡アルジュンの膝部分に捕縄が装着されていた事実はない（留置課員は、亡アルジュンの膝部分に装着していた捕縄を外した上で（丙5号証動画5（9：03：58））、検察庁に護送したのである。）。

第4 結語

以上のとおり、原告の請求に理由がないことは明らかであるから、本訴請求は棄却されるべきである。

以上